

# 建設工事における前金払及び中間前金払制度の改正について

建設工事の受注者における資金繰りの円滑化・安定化及び資金調達の負担軽減による公共工事の適正な施行、履行の確保等を図るため、請負代金額の前金払支払について上限額を撤廃するものです。

## 1 改正概要

改正前	改正後
前金払の割合 10 分の 4 以内 前金払の限度額： <u>1 億円</u>	前金払の割合 10 分の 4 以内 前金払の限度額： <u>なし</u>
中間前金払の割合 10 分の 2 以内 中間前金払の限度額： <u>5 千万円</u>	中間前金払の割合 10 分の 2 以内 中間前金払の限度額： <u>なし</u>

- ※ 1) 対象工事となる建設工事は、請負代金額が 500 万円以上のものとし、受注者は保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を発注者へ寄託した場合に限る。
- ※ 2) 複数年度に跨る工事については、各会計年度の年額割に相当する部分の金額に対して行うものとする。

## 2 前金払の要件・申請方法

### (1) 前金払

【申請方法】

- ・受注者が保証事業会社と前金払に係る保証契約を締結の上、請求書に保証証書（原本）を添えて発注者に提出

### (2) 中間前金払

【申請方法】

- ・中間前金払に係る認定申請書及び工事履行報告書を発注者へ提出
- ・発注者から認定を受けた場合に、受注者は認定調書に基づき保証事業会社と中間前金払に係る保証契約を締結の上、請求書に保証証書（原本）を添えて発注者に提出

## 3 適用 令和 5 年 10 月 1 日以降に公告等を行う工事から適用